

入居継続支援加算算定表

(参考様式16-2)

次の①及び②の要件を満たしていること。

① 利用者割合

	月	月	月
全利用者数(1)			
うち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数(2)			
(2)/(1)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

月平均割合
#DIV/0!

② 介護福祉士割合

介護福祉の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

ア 介護福祉士の必要数

前年度の平均利用者数		人
必要な介護福祉士の数	0	人

←小数点2位以下を切り上げる。

イ 月平均の介護福祉士数

	月	月	月
常勤			
非常勤			
常勤換算	0	0	0

月平均の介護福祉士数
0 人

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。
- 2 ①による届出以降も前4月から前々月までの3月間の割合を毎月記録し、所定の割合を下回った場合は速やかに届出をすること。
- 3 「前年度の平均利用者数」とは、届出日の属する年度の前年度の利用者数の平均を用いること。
- 4 介護福祉士は、各月の前月の末日時点で資格を取得していること。
- 5 介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要人数を上回っていること。
- 6 月平均の介護福祉士数については、届出以降も毎月において直近3か月の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合には速やかに届出をすること。
- 7 当該加算を算定する場合にあつては、サービス提供体制強化加算は算定できない。